

# 平成29年分の所得税確定申告について

平成29年分の確定申告を行うに当たり、次の事項が改正されておりますので、御注意して下さい。

## 平成29年分所得税の主な改正事項

### 1. 給与所得控除

給与所得控除の上限額が、平成29年分の所得税については220万円(給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました

### 2. 医療費控除

医療費控除については、医療費の領収書の提出・提示が必要でしたが、医療費控除の明細書を提出することにより、領収書の提出・提示が不要となりました。この場合、医療費の領収書については、自宅で5年間保存していただく必要があります。また、健康保険組合などから「医療費のお知らせ」の交付を受けている方は、それを利用して医療費控除の明細書が簡単に作成できます。

特定の医薬品を12,000円以上購入した場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制が創設されました。セルフメディケーション税制の対象となる医薬品については、領収書に★印など表記がなされています。また、厚生労働省のホームページに対象となる医薬品の一覧が掲載されております。通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか適用することができないため、今回のセルフメディケーション税制の創設を踏まえ、国税庁ホームページにおいて、通常の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらが有利か確認できるコーナー(「2 医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算」参照)を設けられていますので、確認してみてください。

#### ～参考～

- 仮想通貨の売却等による所得は、原則として確定申告をしていただく必要があります。なお、仮想通貨に関する所得の計算方法等につきましては、FAQが国税庁ホームページに掲載されております。申告が必要な場合には御確認してみてください。
- 馬券の払戻金等による所得も、原則として確定申告をしていただく必要があります。
- ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方のふるさと納税の申告漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。ワンストップ特例を申請された方でも「医療費控除などの確定申告を行う場合」や「寄附先が5団体を超える場合」は、全てのふるさと納税の申告が必要となりますのでご注意ください。
- 予定納税額の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。予定納税額は、税務署から送付された「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されていますので、予定納税額の記載漏れのないようご注意ください。国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して申告書の作成を行う場合、予定納税額の入力もれがないように黄色で網掛けされ注意が促されていますので、ご確認していただき、入力時にご注意してください。
- 復興特別所得税の記載漏れによる申告誤りが数多く見受けられるようです。確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れのないようご注意ください。

### 3. マイナンバー (平成28年から改正)

所得税確定申告書につきましては、マイナンバーを記載していただく必要があります。

#### ・マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバーを記載する欄が設けられています。

申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

#### ・本人確認書類の提示又は添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者本人の本人確認書類の提示、又は写しの添付が必要です。

※控除対象配偶者、扶養親族、及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-TAXで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

### 4. 復興特別所得税 (平成25年から改正)

平成25年分から平成49年分までの所得税に、東日本大震災からの復興財源として、復興特別所得税が課税されます。

#### 復興特別所得税の額

復興特別所得税の額は、基準所得税の額の2.1%相当額です。

※復興特別所得税については、平成25年からの改正事項ですが、記載漏れ等が多いようですので、申告書作成の際には十分ご注意ください。